

第2部

戦後ドイツの賠償と施設撤去問題： アデナウアーの視座を中心に

中村 登志哉

はじめに

ドイツ占領政策に関する研究の蓄積は豊富であり、冷戦構造の深化との関係から、米国・英国・ソ連・フランスの連合国の視座から、あるいはそれらの国家間の対立や協調の構図から、それを解き明かそうとしてきた¹⁾。これらの諸研究によって、第二次世界大戦の末期から終戦へ、そしてドイツ分割統治へと時が経つにつれて変容し続けた国際環境の中で、あるいは米国内における議会や省庁間の異なった意見の存在や米国の各省庁とドイツ占領軍政府との間の現状認識や意見の相違の中で、ドイツ占領政策、ひいてはドイツ賠償政策がどのように変遷を見るにいたったかが大方明らかになっている。しかしながら、そうした研究は多くの場合、被占領国ドイツ側からの視点をあまり重視してこなかった。もちろん、ドイツ占領政策の考察に際して、占領側である四大国の政策や意向が最も重要であることに議論の余地はなく、これまでの研究でこうした研究視点が採られたことは至極当然のことである。とは言え、このために、ドイツ側の視座にたつた研究が死角になってきたことは否めない。こうした状況を鑑み、本稿は、ドイツ賠償政策を考察する上で、とりわけ施設撤去問題（デモンタージュ）に焦点を当て、この問題の考察を通じて、ドイツ賠償問題におけるドイツ側の視座に光を当てようと試みる。そして、ドイツ側の視座としては、ドイツ連邦共和国の建国に

1) 例えば Thomas Alan Schwartz, *America's Germany: John J. McCloy and the Federal Republic of Germany*, Cambridge (MA): Harvard University Press, 1991; Jeffrey M. Diefendorf, Axel Frohn, Hermann-Josef Rupieper, *American Policy and the Reconstruction of West Germany, 1945—1955*, Cambridge: Cambridge University Press, 1993; John Gimbel, *The American Occupation of Germany: Politics and the Military 1945-1949*, Stanford: Stanford University Press, 1968.

際し初代連邦首相となったコンラート・アデナウアー (Konrad Adenauer)²⁾ に注目する。

では、何故、施設撤去問題を取り上げるのか。まず、施設撤去問題は、ドイツの賠償政策の初めから存在しており、賠償政策と不可分の関係にあった点が挙げられよう。ポツダム会議における、ドイツによる戦勝国への賠償に関する最初の合意が、現物供給による賠償形態を取り決めていたため、施設撤去は賠償政策の初めからそれに付随する形で存在していた。賠償形態がこの形で合意したのは、第一次世界大戦の戦後処理方法への反省からである。戦勝国は当時、ドイツに天文学的な価値の多大な賠償を課したが、その形態を貨幣給付としたことから、トランスファー問題に悩まされた苦い経験があった³⁾。このため、第二次世界大戦の賠償においては、貨幣給付を回避し、現物供給による賠償とするという点で、米英ソの三か国は一致を見たのである。現物供給とはすなわち、施設撤去、生産による商品供給、ドイツ人労働力の使用であり、施設撤去は現物供給という形態を取り決めた賠償の最初から存在していた。

次に、施設撤去は、戦後の様々な国内的・国際的要因の変化に伴って、工場施設撤去リストとして具体化し、それは第一次工業水準計画 (1946年3月)、第二次工業水準計画 (1947年8月) と逐次削減され、ペーターズベルク協定で一定の解決を見た。この間、工業水準は引き上げられ、撤去される工場施設のリストは結果として縮小していった。この間には冷戦の深化に伴う、戦勝国間の不協和音の増幅があり、ドイツ国内の政治・経済・社会状況の変化があった。順次縮小された施設撤去リストはドイツ賠償政策の変化を反映しており、ここではドイツの視座の考察が重要な意味を持つ。

第三に、施設撤去問題がその額の多寡という経済的な評価以上に、ドイツ世論にとって大きな直接的・心理的影響を持っていたからである。戦争で荒廃した国土から、工業設備が撤去されて行くことは、そこで働く人々の雇用と、復興への希望を奪うことを意味する。この点についてアデナウアーは早くから注目し、米英仏各国の要人との面談や書簡を通

2) Hans-Peter Schwarz, *Die Ära Adenauer 1949-1957*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1994;

3) Werner Abelshäuser, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte Von 1945 bis zur Gegenwart*, zweite, überarbeitete und erweiterte Auflage, München: C.H.Beck, 2011, S.73-82.

じ、施設撤去政策の緩和を訴え続けていた。ドイツ国民にとっては自分とは遠いところにある占領地域や国レベルで想像もつかない価額の賠償が支払われることは、その数字がいかに大きくともあまり実感を持たないのに対し、賠償の名のもとに、目の前で工場設備が持ち去られて行くことは、自らに直接的な影響があるため、後者の心理的影響がより甚大であることは容易に理解されよう。

以上のような観点から、本稿は施設撤去問題に焦点を当て、マーシャル・プラン（1947年6月）から、一部の施設の撤去中止を決めたペーターズベルク協定（1949年11月）までの賠償政策の変遷をアデナウアーの働きかけを対照して検討する。まず、マーシャル・プランを米・英・仏・ソの思惑とともに概観し、それと連動する第二次工業水準計画制定の経緯を確認する。そして、四連合国による占領政策からソ連を除き、ベネルックス三国を加えた体制に変化したロンドン六カ国外相会議以降の1948年に起きた冷戦を決定づけたベルリン封鎖が賠償政策へ与えた影響を考察する。最後に、ベルン演説（1949年3月）に始まる、アデナウアーの施設撤去問題への取り組みを検証する。

1. マーシャル・プランと第二次工業水準計画

ドイツ賠償政策にとって、1947年は大きな政策の転換が見られた年であった。米国がフーバー報告の公表、トルーマン・ドクトリンの表明、マーシャル・プランの発表を通じて、ドイツの賠償よりも復興を重視する姿勢を見せて米国の欧州政策・ドイツ政策の方向転換を明らかにする一方で、米ソ英仏の四大国協力の象徴である外相会議の機能不全が決定的になった。ここでは、モスクワ外相会議における争点と四大国の立場を概観する一方で、米国のマーシャル・プランと第二次工業水準計画の策定と公表をめぐる米英仏の思惑を整理する。

モスクワ外相会議（1947年3月10日～4月24日）⁴⁾では、米ソのみ

4) Michael J. Hogan, *The Marshall Plan - America, Britain, and the Reconstruction of Western Europe, 1947-1952*, Cambridge: Cambridge University Press, 1987, p.32. 真鍋俊二『アメリカのドイツ占領政策－1940年代の国際政治の流れのなかで－』法律文化社、1989年、150頁。

ならず米仏間の方向性の違いが顕在化した。フランスは米英による工業水準の引き上げと占領地域の中央行政機関の設置に反対する一方で、ザール地方のフランスへの帰属、ドイツの石炭輸出の保証、ルール工業地帯の国際的所有などを主張し、ソ連は多大な賠償要求を従来通り繰り返し、ドイツにおける単一経済単位原則は賠償用生産に関する合意と同時に合意されるべきだとした。そして、米国は同会議の最中の3月12日、トルーマン・ドクトリンを打ち出した。同ドクトリンは、米ソ英仏の四大国協力の下に設置された外相会議を事実上否定するのに等しかったが、それを理解するには、フーバー報告が重要である。トルーマン米大統領から同年1月にドイツとオーストリアでの現地調査に派遣されたフーバー元大統領は、『米国の納税者を援助の重荷から解放するために、ドイツの輸出を促進し、欧州の経済復興を成し遂げるに必要な諸措置』⁵⁾と題する第三報告書を3月18日に提出した。フーバーは同報告書に伴うトルーマン大統領宛ての書簡⁶⁾で、過去の政策がどうであろうと、明らかになってきた現実に直面する時期が来たとして「ドイツの工業を復興し、輸出を回復することによって、ドイツの飢餓を防ぐために米国と英国の納税者が担っている負担を軽減すべきである」と断じたのである。ドイツの「田園国家」化構想やその「潜在的戦争遂行能力」除去といった名目の下で設定された「工業水準」が、平和的に利用可能でドイツの生産維持に必要な施設までもが施設撤去の対象となっている事実を列挙し、賠償や他国の安全保障確保の観点から採られている現行のドイツ経済政策が米英の納税者にもたらしている不利益を指摘し、新しいドイツ政策が必要だと訴えた。こうした新しいドイツ政策を示したものが、マーシャル・プランであった。

モスクワ外相会議に並行して、比較的主張に近い米英の間で議論のす

5) Herbert Hoover. *The President's Economic Mission to Germany and Austria: Report No.3. Necessary Steps for promotion of German exports, so as to relieve American taxpayers of the burdens of relief and for economic recovery of Europe.* March 18, 1947. <http://www.trumanlibrary.org/whistlestop/study_collections/marshall/large/documents/pdfs/5170.pdf>2014年2月14日アクセス。

6) Correspondence between Harry S. Truman and Herbert Hoover, March 24, 1947. <http://www.trumanlibrary.org/whistlestop/study_collections/marshall/large/documents/pdfs/4-1.pdf>2014年2月14日アクセス。

り合わせが行われていた。4月8日のベヴィン・マーシャル会談では、ベヴィン英外相はそこで、鉄鋼生産1000万トンを中心とする新工業水準の設定とそれを前提とした賠償問題の再検討を提案した。その背景には英国の経済的・財政的危機があった。4月18日に両者間で合意が成立し、それを受けて現地ドイツの米英両占領地域レベルで政策を実行すべく、7月12日にクレイ・ロバートソン米英軍政長官間で会談が開かれた。会談の中では、ドイツの工業水準を上方修正する第二次工業水準計画に合意し、それは紆余曲折の末⁷⁾、一カ月半後の1947年8月29日に公表された⁸⁾。

第二次工業水準計画はなるほど第一次工業水準計画より各生産部門の生産量を上方に修正したものの、真の意味でドイツの復興へと転換を図ったマーシャル・プランを反映しているとは言い難い内容にとどまっていた。例えば、鉄鋼生産は第一次工業水準計画では750万トンとされていた全ドイツの年間生産高が、今回の計画では英米両地区の年間生産高を1070万トンに引き上げられていた⁹⁾。重機械生産では、戦前生産高の約80%が許可されることになった。その一方で、軍需工業として建設されたか、または戦時に軍需工業に切り替えを受けた企業はすべて、解体されてドイツから撤去されるか、もしくは破壊されることとされた。そしてこの判断の根拠に関する記述は具体的ではなく、どの企業が軍需工業と分類されるのかについての決定は占領軍当局に委ねられていたのである。

第二次工業水準計画の発表後、それに沿った施設撤去対象リストが更新された¹⁰⁾。マーシャル・プランの発表に希望の光を見出していたアデナウアーは、この長い施設撤去対象リストが公表されると激しい抗議の

7) フランスがドイツの工業水準の引き上げに反対したため第二次工業水準計画の公表が遅れた。その経緯は次を参照。John Gimbel, *The Origins of the Marshall Plan*, California: Stanford University Press, 1976, pp.225-33.

8) *Ibid.*, p.191.

9) „Revidierter Plan für das Industrieniveau der britischen und amerikanischen Zone Deutschlands vom 26. August 1947“, In *Reparationen Sozialprodukt Lebensstandard: Versuch einer Wirtschaftsbilanz*, op.cit., 1947, S.97-100.

10) „Demontageliste der Britisch-Amerikanischen Zone (veröffentlicht am 17. Oktober 1947)“; „Demontageliste der Französischen Zone (veröffentlicht am 6. November 1947)“ In *Reparationen Sozialprodukt Lebensstandard: Versuch einer Wirtschaftsbilanz*, op.cit., S.101-120.

声を上げ、キリスト教民主同盟（CDU）はその月の内に、連合軍当局に撤去予定工場リストの再検討を要求する決議を発表した。その理由は「基幹工場や不可欠の技術設備が撤去されると、ドイツや欧州の経済再建とは相容れ難い弊害が生じる¹¹⁾」というものであった。アデナウアーにとって施設撤去問題は「わが国民の生存にとって決定的重要性を持つ」からである。「明らかな軍需産業の撤去や解体には、私は完全に同意するし、ドイツが損害賠償の義務を負うことも明白である。しかし、人間性の観点からも、周知の国際法の観点からも、それはドイツ国民の生存能力を奪うものであってはならない¹²⁾」というのがアデナウアーの視座であった。このため、以下で詳述するように、連合国に対して中止の要求をしていくのである。ドイツの復興へと舵を切ったマーシャル・プランが発表され、それに沿って工業水準計画が修正されたものの、施設撤去対象リストはドイツ人の立場からすれば、依然としてモーゲンソー・プランが企図していたドイツ工業の発展を損なうほどの規模にあり、撤去によって工場がなくなれば当然のことながらそこで働くドイツ人の失職に繋がるものであった。ドイツ国内では占領軍政府に対して反対の声を挙げたアデナウアーにはまだこの時点では、国際的にこの状況を訴える手段がなく、そのためにはもう一年待たなければならなかった。

2. ドイツ建国からベルン演説へ

マーシャル・プランが発表されてから、ドイツを含む欧州の復興へと本格的に動き出すためには、まずは欧州を覆う、ドイツに対する恐怖や脅威といった感情が弱まる必要があった。米英両国はソ連の脅威にいち早く反応し始めていたが、フランスの安全保障観は依然としてドイツ脅威論と対ドイツ抑止に彩られたままであった。ところが、1948年にフランスにもソ連の脅威をより明確な形で認識せざるを得ないことが起きた。2月にチェコスロバキアにおいて共産主義政権が成立し、ドイツにおいては、6月にベルリン封鎖が起きたのである。前節でみたとおり、

11) Konrad Adenauer, *Erinnerungen 1945-53*, Stuttgart: Deutsche Verlags-Anstalt, 1965, S.122. 邦訳は佐瀬昌盛『アデナウアー回顧録Ⅰ・Ⅱ』河出書房、1968年。

12) *Ibid.*, S.121.

1947年までは戦勝四カ国によってドイツ問題が議論されてきたが、1947年末のロンドン外相理事会が決裂し、ソ連の建設的関与が期待できないことが明白となり、戦勝四大国によるドイツ占領体制が崩壊すると、1948年に入ってから、ソ連に代わり、ベネルクス三国を加えた六カ国による外相会議においてドイツ問題が討議されることとなった。それが、二期にわたって開かれたロンドン六カ国外相会議であった。

ドイツの経済的惨状が続き、それに伴って西欧が経済的苦境から抜け出せない中、1947年11月26日、ベルギー、ルクセンブルク、オランダのベネルクス三カ国政府は、ロンドン外相会議中の四大国外相に覚書を送り、ドイツの政治・経済構造を安定させるよう求めた。

一方、英国、フランス、オランダ、ベルギー、ルクセンブルクは1948年3月、相互防衛範囲の拡大を目指すブリュッセル条約に調印し、西欧同盟（WEU）が発足した。マーシャル・プランが経済面での欧州統合プランを想定し、それを機に欧州経済協力会議（CEEC）が発足したのに対し、西欧同盟は軍事面での欧州統合の中核となり得る一つの機関と捉えられていた。しかし、欧州復興・統合の前提として、ルールを国際管理する機関の設置を主張するフランスの頑なさの前に、欧州統合の動きは歩みを止めざるを得ない状況に置かれてしまっていた。

このように、1948年は、ドイツ占領政策の決定に参加する国が戦勝四カ国からソ連を除いた米英仏およびベネルクス三カ国へと大きな政策環境の変化があった。それに反発するソ連が引き起こしたベルリン封鎖により、ドイツの復興に及び腰だったフランスも米英と足並みをそろえる方向に政策転換するに至った。二回のロンドン六カ国外相会議と、ベルリン封鎖に顕在化したソ連の脅威により、ドイツの分断が既定化される一方で、ドイツ占領の終了、すなわち西ドイツ建国が決定づけられた。アデナウアーらドイツ人政治家が、建国のための憲法制定をはじめとする諸手続きに追われる中で、第二次工業水準計画が規定する新施設撤去対象リストに従って、1948年を通じて、粛々と撤去が実行されていった。

アデナウアーは、マーシャル・プランによってドイツを含む欧州の復興援助計画が示されても尚、ドイツ経済が壊滅的な状況に捨て置かれていることを、ドイツ以外の国際社会に訴えることができる機会を待っていた。何よりも工業施設撤去が継続され、ドイツの特許が保護されない

状態にあることによって、経済が深刻な打撃を受けていることをドイツ国外に知らせることができれば、ドイツが再復興して再び世界の軍事的な脅威となるといった、当時の国際社会、とりわけ隣国フランスに強かったドイツに対する不安感を緩和し、ひいてはドイツ復興に肯定的な政策を引き出せることができるのではないかと考えていた。

そのような機会は1949年に入って訪れた。国際議会同盟スイス代表団会長のド・セナルクレンス氏からドイツ憲法制定会議議長として招待されたアデナウアーは3月23日、ベルンで演説する機会を与えられ、当時のドイツの窮状を訴える中で、施設撤去がその悪化に資している現実を次のように指摘した。

「ドイツ経済の回復は工業施設撤去によってひどく損なわれてきましたし、今後もそれが続くでしょう。軍需産業の全面撤去に異議を申し立てる者はドイツには一人もいませんでしたし、今でもおりません。しかし、施設撤去の一部は、別の観点から行われてもいたのです。いわく、ドイツの潜在的経済力は、マーシャル・プランの目標と合致しない低い水準に保たれていなくてはならない、というのです。さらに、明らかになっているのは、世界市場におけるドイツの競争力を排除しようとの企図で、その有名な一例はコリブリ工場の施設撤去事件¹³⁾であります。(中略) この施設撤去は、イギリスに同種の競合企業を所有する英将校の思惑で、ドイツの異議申し立てにも関わらず実行されたのであります¹⁴⁾」

アデナウアーの不満は、マーシャル・プランというドイツを含む復興計画が示されたにも関わらず、一向にドイツの工業水準は現実的には上方に改善されていない、という点にあった。マーシャル・プランの発表後数カ月後には、第一次工場水準を見直した第二次工業水準計画が公表されていたとは言え、これに掲載された撤去対象リストはいまだ長く、継続される撤去によってドイツ経済が疲弊していたのである。また、政策が変更されても、その運用において、軍需産業の撤去ではなく、競合企業の排除という本来の目的に合致しない施設撤去が横行していること

13) „Gerechte Kammacher - Aber dennoch hat sich Bolle ...“, *Der Spiegel*, 31/47, 2 August, 1947. 同工場の撤去施設は批判の高まりを受けて後に返還されている。

14) „Rede Dr. Adenauer in Bern der Interparlamentarischen Union“, S.9, Stiftung Bundeskanzler-Adenauer-Haus (StBKAH), Bonn.

を指摘したのである。

そして、とりわけフランスにおいて、施設撤去政策継続の根拠となっている対ドイツ安全保障要求に関しては、「フランスが持ち出す安全保障要求は過去の出来事を考えれば、あくまで納得のゆくものであります。安全は現在、フランスが露ほども心配をする必要のないくらい保障されています。つまり、ドイツは武装解除され、その国防軍は壊滅し、その軍需産業の施設は撤去されました。ドイツは占領され、監視されている上に、二つに分割され、それによって麻痺状態に置かれています」¹⁵⁾と述べ、理解を求めた。さらに、情報統制下にあるため外国では十分に知られていないドイツの凄惨な経済・社会状況と、戦死者と追放ドイツ民によって大きく数を減らした人口規模を詳述した上で、「フランスが最重要視する安全保障要因は、まさにドイツの、この悲惨の極限に達した人口学的状況にあるのです」と、ドイツを脅威に感じる根拠がすべて消滅していることを強調した。そして、良好な独仏関係と欧州の枠組みの重要性がドイツ国民の間で理解が広がっていることを指摘することにより、フランスの安全保障要求に応えようとした。「ドイツの幅広い層で、西欧諸国の連合のみが欧州を救うるとの確信が深く浸透しています。冷静に偏見を交えずにこうした諸事情を検討すれば、あらゆるフランス人が、フランスはおそらくドイツを再び恐れる必要はないとの確信に達すると思います。フランスが今、ドイツに対して聡明かつ寛大な態度を示すならば、フランスは欧州における歴史的功績を得ることになるでしょう。フランス政府が欧州問題に対して示した姿勢は、ドイツで最高の称賛を得ました。とりわけ欧州問題に向き合うシューマン・フランス外相の姿勢に対して、ドイツでは大変満足しているという声が聞かれています」¹⁶⁾。このように、フランスに対し寛大な対応を呼びかけたのである。

注意したいのは、このベルン演説が行われた当時のアデナウアーのドイツ国内での立場である。1948年9月に憲法制定会議議長に選出されたアデナウアーはCDU党首という意味で、西側占領地区を代表する政治家の一人ではあったものの、まだ首相ではなかったということである。

15) Ibid., S.190.

16) Ibid.

とりわけ彼がいた英占領地区では社会民主党（SPD）が英労働党との関係で優位な立場にあった。従って、当時の環境を鑑みれば、アデナウアーが連合国批判とともれる言説を披露し、ドイツ賠償政策の構成要因の一つである施設撤去を公然と批判するのには相当な勇気が必要だったと考えられる。

3. アデナウアーと施設撤去問題

ベルン演説以降も、アデナウアーは施設撤去に関して、国内外のメディアのインタビューに答えたり、米英仏の外相や軍司令官と会談したり、書簡を出したりといった形で、工業施設撤去の中止を訴え続けた。とりわけ第二次工業計画で生産量が引き上げられたものの、撤去の対象となっている製鋼所の去就が注目された。ここでは、そうした製鋼所の一つとしてアデナウアーが採りあげたアウグスト・ティッセン製鋼所を中心にアデナウアーの働きかけと、同製鋼所の帰趨を後づけたい。

アデナウアーは、ベヴィン英外相に対して1949年7月25日に次のような書簡¹⁷⁾を出している。これは、5月9日にロバートソン英軍司令官の家で会した時¹⁸⁾に、「戦争は終わり、英国民とドイツ国民の間には平和と友好が保たれなければならない」とベヴィンが述べたことに関連付けて施設撤去問題を訴えた。「私はこの視点から工場の施設撤去問題を考慮しただけでなく、火急のお願いをしたいのです。私はたった今工業地帯の視察旅行から戻ってきたところです。貴殿に保証できますが、施設撤去の命令に従うことを拒絶した者がそのために軍法裁判にかけられ処罰の対象となっていることほど、すべての党の党員を激昂させることはありません」と述べ、英占領地域における施設撤去の運用がいかにドイツ国民の怒りを生んでいるかを訴えた。

同じ頃、フランスのシューマン外相にも、アデナウアーは書簡（7月26日）を出し、施設撤去問題の解決を懇願にも似た調子で訴えている。「ライン・ウェストファーレン州の工業地帯への視察旅行で得た印象

17) An den britischen Außenminister Ernest Bevin, London, Rhöndorf, 25. Juli 1949, Nr. 54, In Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), Hans Peter Mensing (Bearbeitet), *Adenauer Briefe 1949-1951*, Adenauer Rhöndorfer Ausgabe Stiftung Bundeskanzler-Adenauer-Haus, Siedler Verlag, S.66 - 67.

18) Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), op. cit., S.420.

のもと、悲惨な施設撤去を中止する方法と道を探すよう、もう一度心からお願いをすることをお許しください。私は施設撤去を中止し、その代わりに施設撤去の対象とされた工場を西側参加国の管理下に置いていただきたい、という私の提案を再度繰り返させていただきます。私は、施設撤去がわが国民の精神に、長期にわたって大変有害な動揺を呼び起こし、欧州協力の思想を甚だしく害すことを恐れているのです。私の考えでは、いずれかの国が撤去された工場から得ることができるかも知れない経済的利益は、ドイツ国民にもたらされる道徳的な損害よりもはるかに小さいと思われます。（中略）私はフランスとドイツの和解と欧州の共同作業にこれほどの理解をお持ちの貴殿に懇願します。この実に理解しがたい手法を中止する手立てと道を見つけていただきたいのです¹⁹⁾」

この訴えに対し、シューマン外相は8月5日の返信で「残念ながら、下された決定の変更について、何の保証もできません。なぜ、誰をも満足させない中間的な方法が採られるのでしょうか²⁰⁾」と施設撤去政策の行方について、現実的な言質は与えないながらも、心情的にはアデナウアーの気持ちに寄り添う言葉を述べた。

さらにアデナウアーは8月25日、同月中旬に実施された第一回西ドイツ連邦選挙結果について述べた後、施設撤去問題についてシューマン外相に書簡を送っている²¹⁾。ここでは、施設撤去を欧州復興と結び付けて議論を展開した。

「貴殿は既にご存知の通り、ハンフリー委員会で施設撤去問題の対象として推奨された167工場のうち、159工場が現実には譲渡されました。残りの8工場は、経済的にも社会的にも重大な意味を持つものです。（中略）私の考えでは、この8工場の施設撤去問題は、それらが欧州の復興に持つ意味の観点から再検証がなされるべきだと思います。このことは、とりわけハンボルンにあるティッセン製鋼所に当てはまります。同工場は、欧州における最新かつ生産能力の高い製鋼所だからです。この工場は初期には年間230万トンの粗鋼を生産し、現在稼働されればすぐさま

19) An den französischen Außenminister Robert Schuman, Paris, Bonn, 26.Juli 1949, Nr.56, In Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), op. cit., S.67-8.

20) Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), op. cit., S.421.

21) An den französischen Außenminister Robert Schuman, Paris, Bonn, 25. August 1949, Nr.84, In Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), op. cit., S.94-6.

100万トンの粗鋼を生産可能であります。戦前は1万2000人が雇用されてきました。10万人が住むハンボルン近郊は、経済的・社会的にこの工場に決定的に依存しているのです。私たちが今や確認しておかなければならないのは、ここ数カ月間にわたって施設撤去の速度が法外に速まっているということです。施設撤去の際には、施設が撤去されるだけでなく、体系的に破壊されているのです。これらの施設の一部分のみが他国で再度使用されることができるとは思いません。私が専門家に調べさせたところによると、撤去された施設は、運び込まれる国の工業的潜在性にとっても、二次的な意味しか持ちえないということでした」

アデナウアーがここで言及したアウグスト・ティッセン製鋼所²²⁾は1946年後半以降、施設撤去の対象となってきた。米英双地区における施設撤去対象リストの23工場の鉄鋼業の中に、アウグスト・ティッセン製鋼所のハンボルンとホーホフェルトの2工場が含まれていただけでなく、両工場ともに完全撤去の対象とされていた²³⁾。アデナウアーは、同工場の撤去阻止のため、ドイツ側の案として同工場を撤去せずに所有権を連合国に移行する国際管理を提案した²⁴⁾。アデナウアーの考えでは、この国際管理案には二つの利点があった。その第一は、石炭と鉄鋼の分野における包括的な国際協力の萌芽になり得る潜在性があり、独仏間の理解促進に役立つことである。第二に、それにより連合国の賠償と対ドイツ安全保障要求により効果的に答えることになるからである。現行の施設撤去の方法では、移送しても二次的な意味しか持ち得ない施設を撤去することでドイツをさらに廃墟にする効果しか産んでいないからであった。そしてその前提として、同工場撤去の即時中止を求めた。「すぐに中止措置が取られなければ同工場はすぐに永遠に無に帰してしまう²⁵⁾」からである。

そして、アデナウアーは1949年8月22日、マクロイ軍司令官に書簡

22) アウグスト・ティッセン製鉄所の歴史については、次を参照。Wilhelm Treue, *Die Feuer verlöschen nie. August Thyssen-Hütte 1926-1966*, Düsseldorf/Wien: Econ Verlag, 1969.

23) Treue, *ibid.*, S.140.

24) An den französischen Außenminister Robert Schuman, Paris, Bonn, 25. August 1949, Nr.84, In Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), *op. cit.*, S.94-6.

25) *Ibid.*

を送った²⁶⁾。「マーシャル・プラン担当官のホフマン氏が、施設撤去問題は、ハンフリー委員会の勧告に基づいて施設撤去リストの159工場が撤去されてから棚上げにすべきであり、残りの8工場がなくてもドイツはその以前の生産水準に到達できる、と述べたということです。（中略）この8工場は経済的にも社会的にもはるかに最重要な施設であり、それらが持つ意味は、既撤去施設をはるかに上回るのです。ドイツ国民は施設撤去問題を再度検証するとした、選挙前に米国上院議会在が発表した声明に希望を託し、土壇場で施設撤去問題に満足できる解決方法がもたらされると期待しています。この希望を失望に終わらせてはなりません。まだ問題になっている撤去対象施設は数十億の価値があるものであることを、ドイツ側から言わせていただかなければなりません。これらが失われれば、ドイツと欧州の復興にとって埋めがたい欠落となるでしょう。さらに、これらの最重要施設は施設の撤去というよりは、屑鉄にされてしまうだけなのです。こうした屑鉄化が、とりわけティッセン製鋼所では相当な規模で計画されているので、私はこの工場の撤去を即時中止にさせていただきたいとお願い申し上げます」。このように、米国に対しても即時中止を求め、その理由として撤去予定施設の経済的・社会的な重要性のほか、米議会の声明、再利用されることのない形で施設が撤去されることの無意味さを指摘したのである。

さらに、ドイツ連邦共和国建国後の最初の選挙を経て、アデナウアーが1949年9月15日に連邦首相という新たな地位を得ると、ティッセン製鉄所の施設撤去問題の解決に本腰を入れた。アデナウアーからみれば、今こそこの問題を解決できる時であった。というのも、北大西洋条約の調印に際してアデナウアーは「連邦政府が存立し、ドイツが欧州議会や北大西洋条約に加盟する日が来れば、連邦政府は幾多の重要部門で他のすべての国と対等・同列に置かれるはずであった。（中略）その暁には、ドイツ経済の死活に関わる施設撤去問題やその他の幾多の重要問題の解決に当たって、連合国がドイツ連邦政府の言い分を無視することはでき

26) An den Hohen Kommissar der Vereinigten Staaten von Amerika, John J. McCloy, Frankfurt/Main, Bonn, 22. August 1949, Nr.77, In Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), op. cit., S.89-90.

ないはずであった²⁷⁾」と考え、独立の日を待ち望んでいたからである。この「連邦政府の言い分」は、1949年9月30日のドイツ連邦議会本会議における施設撤去問題の討議の場で明らかにされた。SPDとドイツ共産党(KPD)が施設撤去に関していくつかの動議を提出していた²⁸⁾。「西側三連合国では、我々が施設撤去問題を繰り返し取り上げることがまるで一種のプロパガンダを展開しているかのように理解されていることを知っています。これに対して、連合国側では威信を保つためにドイツからの要望には応じないぞといった感情が沸いています²⁹⁾」と連合国とドイツの間の心理的駆け引きに言及した上で、施設撤去がドイツ国民にもたらす心理的要因を強調し、西側に施設撤去政策の再考を呼びかけた。「我々は経済的理由から施設撤去を問題にするのであり、それ以上に心理的理由が重大な意味を持つのであります。もしドイツ国民を欧州的生存と欧州経済の中へ編入しようとするのであれば、そのような意思が西側三連合国に確かに存在するというのを、少なくともドイツ国民の過半数が納得する場合にのみ、それは成功するでありましょう。しかし、ドイツ最大の価値を持つ施設に対する不当な破壊が続けば、ドイツ国民の大半に疑念を抱かせることになるでしょう。欧州という共同体へのドイツの復帰を望むとする外国の呼びかけは本気なのかどうかと」。さらに、第一次世界大戦後の心理的な展開について、「ヴェルサイユ条約は調印当時、その履行の可能性について何の疑念も存在しなかったのに、それはまさにその後の年月において、抑制しがたいナショナリズムにとって最高のプロパガンダの材料となりましたのであります。ヴェルサイユ条約の事例のように、施設撤去の遂行が後年になって、再びそのようなプロパガンダのスローガンとなることを未然に防がなければならないのです³⁰⁾」と指摘した。

アデナウアーはこのように、施設撤去がドイツ国民にもたらす心理的影響を第一次世界大戦後のヴェルサイユ条約がもたらした結果と比較す

27) Adenauer, Erinnerung, op. cit., S.247-8.

28) 11. Sitzung der Deutscher Bundestag, Bonn, Freitag, den 20. September 1949, S.210-228. <<http://dipbt.bundestag.de/doc/btp/01/01011.pdf>> 2014年2月14日アクセス。

29) Ibid.

30) 11. Sitzung der Deutscher Bundestag, op.cit., S.226.

ることでその重大性に警鐘を鳴らし、施設撤去問題を心理的側面から眺め予防的措置を採るよう西側三連合に呼びかけたのである。このヴェルサイユ条約との比較は、アデナウアーは9月13日にマクロイ米高等弁務官とボンで面談した時点で既に強調していた³¹⁾。しかし、西側三カ国の態度に変化はなかった。ワシントンの三カ国外相会談（9月15日）の会話記録を見ると、施設撤去問題を再検討する必要性は感じつつも、アデナウアーが主張する即時中止という緊迫した現状認識には追いついていなかったことが見て取れる³²⁾。施設撤去が既に終了していた米国に対し、ベヴィン英外相は「鉄鋼業の施設撤去にはあと1年から1年半が必要だ」と述べ、シューマン仏外相は「ドイツ政府がいつも要求を突き付けており、今それを受け入れれば、別の要求を生むだけだ」として、「三カ国は一致してドイツの要求に屈しないようにしなければならない」と述べた。ベヴィン英外相は同会談で、3～4カ月のうち、すなわち1949年末までに施設撤去問題に関する報告書を作成し、1950年初頭から再検討に入ると提案し、米国もそれを受け入れていたが³³⁾、米国では実は別の考えが広がり始めていた。すなわち、9月14日の電報³⁴⁾によれば、マクロイ米高等弁務官はその時点で「ドイツが安全保障要求を満たし、他の重要な政策目標にドイツ人が協力することが担保できた場合には、軍需産業以外の施設撤去の中止を即座に発表すべきである」と考えていたことが伝えられており、これは、ドイツ支援のために米国が資金を投入する一方で施設撤去を続けることは意味がないとする米議会の声とあいまって、米国内で支持を集め始めていた³⁵⁾。

このように連合三カ国の施設撤去に関する思惑は三者三様であったが、次節で検証するように、ベヴィン英外相のドイツの現状認識の変化が施設撤去の即時中止に加速度的に道を開いていく。

31) The United States High Commissioner for Germany (McCloy) to the Secretary of State, Frankfurt, September 13, 1949, *FRUS*, 1949 III, pp.594-96.

32) Memorandum of Conversation, by the Secretary of State, Washington, September 15, 1949, *FRUS*, 1949 III, pp.599-602.

33) The Secretary of State to the Acting Secretary of State, Bonn, October 6, 1949, *FRUS*, 1949 III, p.610.

34) The Acting United States Political Adviser for Germany (Riddleberger) to the Secretary of State, Frankfurt, September 14, 1949, *FRUS*, 1949 III, p.598.

35) Memorandum by the Administrator for Economic Cooperation (Hoffman) to the Acting Secretary of State, Washington, October 3, 1949, *FRUS*, 1949 III, p.608-9.

4. ペーターズベルク協定締結へ

翌10月に入っても、アデナウアーは米英仏三カ国との接触の度に施設撤去の問題を持ち出し、即刻中止を求め続けたが、連合国側がドイツに見せる態度に変化はなかった。とは言え、米国は占領負担の軽減という観点からドイツの復興に意欲的であったし、英仏からどのように譲歩を引き出せるかどうにかかっていた。このため、アデナウアーは欧州の復興に施設撤去を結び付ける新たな具体案を盛り込み、ティッセン製鋼所の即時中止を求める覚書³⁶⁾を10月10日にマクロイ米高等弁務官に送り、その提案の実現のために、施設撤去の即時中止が必要だと求めた。この文書を含め、アデナウアーから送られた3通の施設撤去に関する書簡が10月13日の高等弁務機関の非公式会談で検討された³⁷⁾。その内容は、①西ドイツ政府と施設撤去問題を話し合い、連合国政府が施設撤去政策全体を決定するまで撤去を中止すること、②賠償の額に応じた割合でティッセン製鋼所の持ち株を連合国に配分するが同工場はドイツに残すなどの、ティッセン製鋼所に関するアデナウアーからの二つの提案を検討することであった。その結果、翌14日にアデナウアーとの会談が持たれると、アデナウアーは即時中止の要求を繰り返したが、高等弁務官側は最終的な回答を出す立場にないと告げた。そして、10月27日の米英仏三カ国の高等弁務官との会談では、アデナウアーは連邦議会で言及した、施設撤去がドイツ国民に与えている心理的作用について再び注意を喚起したが、連合国側の態度に変化はなかった。

しかし、その数日後、事態は急展開した。英国の態度が急変したのである。ロンドンの打ち合わせから帰国したロバートソン英高等弁務官からアデナウアーは火急の呼び出しを受け³⁸⁾、ベヴィン英外相が施設撤去リストの削減を考えていないと聞かされる一方で、解決法の一方策の提案を受けたのである。それは施設撤去問題を経済・賠償問題としてではなく、西側連合国の安全保障要求と関連させて取り扱うことであった。

36) An den Geschäftsführenden Vorsitzenden der Alliierten Hohen Kommission, John J. McCloy, Bonn-Petersberg, Bonn, Nr.118, 10.Oktober 1949, In Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), op. cit., S.121-2.

37) Editorial Note, FRUS, 1949 III, p.612-13.

38) Adenauer, op. cit., S.249.

ドイツが安全保障要求を満たす具体策として、ドイツ連邦政府がルール国際機関へ代表を派遣することが提示された。しかし、ベヴィン外相がアチソンに出した10月28日付書簡³⁹⁾の内容は、英国の態度の急変の本当の理由が別のところにあったことを示している。「私はドイツの状況が現在、主として施設撤去政策の結果として、非常に深刻な状況に陥っているとの結論に至ったため、遅滞なく私の見解を貴殿とシューマン仏外相に伝えなければならない。いくつかの理由からドイツにおける連合国と高等弁務官の道徳的威信が急速に損なわれてきているのは明白である。最たる原因は現行の施設撤去政策であり、ドイツにおいて憤りと反発が強まっていて、施設撤去の大部分が実施されている英占領地域において特にそれが当てはまる。率直に言えば、施設撤去の継続は英労働党内において大きな懸念となっており、国会でもますます人気なくなっている。また、連合国の威信は、我々のドイツにおける共通政策が適切に調整されなかったり、発表されなかったりしたことにより低下した。これ自体既に深刻な状況だが、ドイツ当局とドイツの世論が共に、施設撤去業者や労働者に対する圧力を強めたことにより、状況はさらに悪化した。このため、ドイツの業者は士気を失くしており、数週間のうちに労働力の不足のために施設撤去は立ち行かなくなるであろう。私の考えでは、施設撤去政策全体が破綻するまで待って、西側連合国がドイツ人の面前で辱められるわけにはいかない」。つまり、施設撤去を継続して得られるものより、失われるであろうものが、英国にとって大きくなったのであった。

ベヴィンのこの変化には、彼自身が認めているように、「ドイツ当局」、すなわちアデナウアーの活動が要因の一つになっていたと言えよう。1949年3月のベルン演説で施設撤去の問題点を国外で知らせ、施設撤去の賠償政策上の無意味さが知られるようになった。ドイツ人労働者によるデモの頻発に現れたようにドイツ国民の抵抗や怒りが高まっており、ベヴィンをしてこうしたドイツの国内世論⁴⁰⁾を無視すれば、施設撤

39) The British Secretary of State for Foreign Affairs (Bevin) to the Secretary of State, London, October 28, 1949, *FRUS*, 1949 III, pp.618-21.

40) 当時の世論については、Anna J. Merritt et al., *Public Opinion in Semisovereign Germany: The HICOG Surveys, 1949-1955*, reprinted, Memphis: GeneralBook, 2010. 施設撤去に関する世論を伝える記事として例えば „Der Weg zum

去政策の維持が難しいと思わせるところまで事態が悪化したのである。これは、アデナウアーが繰り返し連合国側の理解を得ようと、再三にわたって指摘してきたドイツ国民の心理的側面であり、ここにきて英国がようやく考慮する姿勢を見せたことになる。

しかし、ドイツのルール国際機関参加はそれほど簡単なことではなかった⁴¹⁾。ルール国際機関の設置が決まった時、アデナウアーはドイツの監視を主目的とする機関設置に反対の立場を表明していたが、それにもかかわらず、この間にルール国際機関は設置されていた。ドイツ政府が成立して、ドイツもそこへ代表を送ることが要請されていたものの、ルール国際機関への代表派遣はドイツ連邦議会では反対意見の方が優勢であったし、アデナウアーも依然として反対だったのである。しかしながら、施設撤去の解決方法としてルール国際機関へのドイツ代表派遣に一縷の希望の光を見たアデナウアーは、ロバートソンが希望するような解釈を許す一般的な内容を記した覚書を三高等弁務官に送付することだけが解決につながる⁴²⁾と考え、11月1日付で書簡を送った⁴³⁾。

「施設問題の交渉過程で強調されているのは、それが賠償問題であると同時に、何より安全保障問題でもあるということです。この関係で、ドイツの戦争実行可能性に関する疑問が繰り返し提示されるのです。ドイツ連邦政府はここに宣言します。ドイツ連邦政府は、ドイツ連邦共和国に対する安全保障確保の要求を現実として考慮に入れ、可能な限りそれを考慮することとします。従って政府は基本的に、ドイツの戦争実行可能性を制御する役割のあるすべての機関において協力する用意があります。ドイツ連邦政府は、鉄鋼生産能力もまた安全保障確保の問題に含まれることをよく理解しております。ドイツ連邦政府は、直ちにドイツ人代表者を含む委員会を招集し、そこで安全保障問題とそれと関連する

Demontagefrieden“, *Die Zeit*, Nr. 35, September 1949. <<http://www.zeit.de/1949/35/der-weg-zum-demontagefrieden>> 2014年2月14日アクセス。

41) ルール国際機関については、金子新「西ドイツの建国とルール国際管理—アデナウアー外交の起源(1947-1949年)」『敬愛大学国際研究』第14号、2004年12月、pp.1-30。

42) Adenauer, op.cit., S.253.

43) An den Geschäftsführenden Vorsitzenden der Alliierten Hohen Kommission, General Sir Brian H. Robertson, Bonn Betersberg, 1. November 1949, Nr.134, In Rudolf Morsey und Hans-Peter Schwarz (Hrsg.), op. cit., S.133.

国際経済問題を検討することを提案します。政府は、施設撤去を委員会の報告が出されるまで継続せず、その進行に対応して念のため、施設撤去の速度を緩和するよう要望します。ドイツ連邦政府はこの委員会の仕事に欧州協力の本質的な振興を期待します」

こうして施設撤去の中止を交換条件として、ルール国際機関へ代表を派遣する道筋が整えられた。11月9～10日のパリ米英仏外相会議では、このアデナウアーが出した書簡に基づいて、連合国外務省と会談を持つことが決定され、11月22日、ペーターズベルク協定⁴⁴⁾がドイツ連邦共和国首相アデナウアーと三カ国の連合国外務省を取り交わされた。ペーターズベルク協定はドイツ連邦共和国最初の外交的勝利とされるが、これは施設撤去の観点から大きな変化をもたらした。第8項で施設撤去対象一覧に掲載された工場を削除することが謳われおり、アデナウアーがとりわけ尽力してきたアウグスト・ティッセン製鋼所も撤去対象から除外されることになった。これを受けて、アウグスト・ティッセン製鋼所は11月24日に撤去中止が決定した。

おわりに

アデナウアーは施設撤去がもたらす経済的・心理的影響に深い憂慮を抱き、国際社会にそれを訴える機会を待っていた。憲法制定議会議長だった1949年3月に初めてドイツ国外で、ドイツが置かれている悲惨な経済状況と、それをさらに悪化させている施設撤去政策を取り上げることに成功した。ドイツ建国への道筋がついていた時期とはいえ、その途上にあつて連合国の賠償政策を批判するには相当の決意で臨んだと想像される。しかし同時に、アデナウアーはこのベルン演説によって、施設撤去をはじめとする連合国の賠償の実態に外国の関心を引き付けることに一定の成功を収めたとと言える。

そして、米英仏の三カ国の重要人物に書簡や会談によって、施設撤去

44) Protocol of the Agreements Reached between the Allied High Commissioners and the Chancellor of the German Federal Republic at the Petersberg, November 22, 1949, <http://germanhistorydocs.ghi-dc.org/pdf/eng/Founding_8_ENG.pdf>2014年2月14日アクセス; The United States High Commissioner for Germany (McCloy) to the Secretary of State, Bonn, November 22, 1949, *FRUS*, 1949 III, pp.343-48.

を中止するよう精力的に訴え続けた。その際、アデナウアーが論点として取り上げたのは、経済的要因と心理的要因であり、とりわけドイツ国民に与える心理的要因が強調された。施設撤去が続けば、欧州復興という連合国、とりわけマーシャル・プランが描いたヴィジョンとその真意をドイツ国民が信じなくなり、そうなればヴェルサイユ条約が第一次大戦後のドイツ国民に対して、ナショナリズムに傾倒する素地を与えたように、施設撤去という政策が第二次世界大戦後のドイツ国民を再度ナショナリズムや共産主義に向かわせる危険な可能性を秘めているという論理で、連合国を説得することを試みた。しかし、ベーターズベルク協定の署名に当たって明らかになったのは、連合国側、とりわけフランスにとって、ドイツに対する安全保障問題が最大の関心事であり続けていたということだった。このため、安全保障を担保するために、ルール国際機関にドイツ代表を送ることが施設撤去中止の交換条件となった。

心理的要因を強調するアデナウアーの論理は、ともすると連合国の論点とずれがあったかのように見受けられる。しかしながら、本論で見てきたように、ベヴィン英外相を施設撤去中止へ向かわせた要因には、ドイツ国民の施設撤去への反発が施設撤去政策の維持を困難にさせるほどに高まったことがあった。これこそアデナウアーが連合国側に訴え続けてきたことである。いずれにせよ、連合国は賠償政策を修正し、施設撤去の一部中止はドイツ建国からわずか数カ月で実現した。それが可能になったのは、むしろ、アデナウアーの言説や行動の影響だけによるものではないであろう。本論で言及したように、米国のマーシャル・プランに顕在化した占領政策の変化が背景にあることに議論の余地はない。米国はマーシャル・プランの発表と軌を一にして、懲罰的・破壊の色が色濃いJCS1067から、建設的・復興的要素を含むJCS1779へと修正し、また第一次工業水準計画は、より緩和された米英地区における第二次工業水準計画へと移行した。各占領地域の施設撤去対象リストも若干とはいえ修正された。米国は自国の占領コストを軽減することが米議会の承認を得るうえで不可欠であったし、占領地域の現場で指揮を執る軍司令官らはドイツ経済・社会の窮状からドイツ全体が共産化する危機感を覚え、ドイツ復興の必要性を感じていた。そうした背景の中で、アデナウアーはドイツ再建のためには施設撤去の中止が急務であると位置づけて、その中止を求めて精力的に訴え続けていたことが浮き彫りにされた。

戦後ドイツの賠償と施設撤去問題：アデナウアーの視座を中心に（中村）

先に紹介したベヴィンの姿勢の変化からも、施設撤去の一部停止の実現がアデナウアーのこうした活動による影響と無縁であったとは言い難く、むしろその影響の可能性が伺われる。本稿は、施設撤去をめぐるペータースベルク協定の締結までの時期を検証したに過ぎないが、施設撤去に関するドイツ側の視座を一定程度浮き彫りにすることができた。他の時期についても、ドイツからの視座によるドイツ賠償政策に関する研究を継続することにより、賠償政策を多面的・多角的に検証することが望まれる。

【付記】 本論文は、平成 23-26 年度科学研究費補助金基盤研究（A）（課題番号 23243026）「日米特殊関係による東アジア地域再編の政治経済史研究」の助成を受けた研究の成果の一部である。

※本論文は『名古屋大学学術機関リポジトリ』（<http://ir.nul.nagoya-u.ac.jp/jspui/>）内に電子版が掲載されており、閲覧・ダウンロードが可能である。